

1 解散年月日

平成23年8月8日（平成23年8月31日登記）

2 法人の主たる事務所

七尾市藤橋町テ9番地1

3 法人の代表者

理事長 ふじい のりお 藤井 敬世

4 解散事由

財団法人能登真宗大谷派教学財団は、能登教区における寺院子弟の育成並びに布教師の養成等を行うため、主として宗教法人^{さいびしょうじゃ}済美精舎に対する資財の供給を行ってきたが、近年は宗教法人^{さいびしょうじゃ}済美精舎が能登教区における門徒の中心道場として、布教に係る活動及び財政の充実を図ってきたことに伴い、当法人の設立目的たる事業がほぼ不要となったため。

根拠法令：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第202条第1項第3号

5 その他

(1) 法人設立の日

大正14年8月11日

(2) 残余財産の処分

残余財産は、解散登記等の解散費用に充当後、宗教法人^{さいびしょうじゃ}済美精舎へ寄附する。